

官と民の役割分担の在り方

～個人、地域団体・NPO、企業など様々な民間主体が、
公の領域で活動する社会へ～

【基本認識】

戦後、いわゆる「福祉国家」を指向する中で、行政へのニーズの増加等に伴い、公の領域における行政の役割は大きく拡大した。

しかし、近年、

- (1) 国際的に開かれた自己責任原則と市場原理に基づく自由で公正な経済社会への転換の要請や、民間の事業機会の拡大の要請
- (2) 財政危機等に伴う行政における「NPM (New Public Management)」など民間手法の導入
- (3) 福祉(介護・子育て等)、環境(リサイクル等)、まちづくり等における新たな公的活動の領域(ニーズ)の拡大
- (4) NPOなどの公益活動を担う新たな主体の登場

などを背景に、公の領域における活動の担い手として、民間の役割が重要になりつつある。

今後も民間の役割は拡大し、「個人」、「地域団体・NPO」、「企業」など様々な民間主体が、公の領域において多様な活動を担う社会への変革が進むことが想定される。

行政においても、「補完性の原理」に基づき、民間で可能なものは民間に委ねることを基本にするとともに、民間活動を促進する取組や仕組みづくりが求められる。

【現状と今後の方向】

公の領域における民間の役割や、行政と民間との関係は、

- (1) 民間の事業活動や民間の活動(可能)分野について、公共の観点から行政が関与している場合(規制等)
- (2) 行政が、その事務を何らかの民間の関与を得て実施する場合(委託等)
- (3) 住民活動・NPO活動や住民自治など民間(住民)が公的分野の活動主体となる場合

の3つの類型に分けて考えることができる。

民間活動・民間分野への公共関与

前記(1)の「公共の観点から行政が関与している場合」については、さらに

- () 市場性が高く民間が活動主体になるものについて、安全、環境、消費者保護等公共の観点から「規制」等を行っている場合
- () 市場性が相対的に低いか公共性が高く、「公営企業」、「外郭団体・公益法人」、「第三セクター」など、行政が活動主体になったり、主体として深く関与している場合

に分けて考えることができる。

このうち、()については、時代に合わない規制や過度の規制などを緩和・撤廃し、民間活動の自由度を高めていくことが求められるが、現在、「自己責任原則と市場原理に立つ自由で公正な経済社会の実現」と「事前規制型行政から事後チェック型行政への転換」を目的に、政府において「規制改革」の取組が進められている。

()については、行政改革等の観点から、国・地方において、特殊法人・外郭団体等の改革が進行しているが、この中で、「民営化」や「民間的経営手法の導入」による行政の関与の縮小など、民間の役割を高める方向での改革が進められている。

行政活動への民間関与

上記(2)の「行政が民間の関与を得て事務を実施する場合」については、民間の関わり方から、さらに以下のとおり分けて考えることができる。

- () 行政が民間の参加・協力を得て実施する場合
 - * 審議会、委員会への参加
 - * イベント等の事業実施への協賛・協力
 - * 近年、「パブリック・コメント」、「審議会委員の公募」、「ワークショップ」など民間参加の手法が多様化
- () 行政が実施する事務事業について、その一部を民間に委ねる場合
 - * 主にコスト面から定型的事務の執行について民間事業者に委託する場合
 - * 行政に技術やノウハウが乏しい事務の実施を民間に委託する場合
 - * 近年、内部事務など事務の委託の範囲の拡大や、「PFI (Private Finance Initiative)」など民間の主体性を高める形

での委託も増加

() 官と民が対等の協力関係のもとで共同実施する場合

* 行政・民間による共催事業

* 「NPOとの協働」など新たな事業形態も増加

愛知県では、NPOと行政の協働の指針となるルールブックを作成

これらに関連し、愛知県の事務事業について、県と民間との関わりの現状と今後の可能性を調査した。その結果は以下のとおりである。

* 調査は、「平成14年度行政活動評価(事務事業評価)」の実施作業に併せて、15年7月に、評価の対象となる14年度の愛知県の事務事業(約1千事業)について実施した。

* その結果、現在、() 「すべて県(市町村を含む)で実施」している事業の割合は64.8%、() 「何らかの形で民間の参加・協力を得ながら県で実施」している事業は13.9%、() 「公益法人や民間事業者等に一部(又は全部)を委託」している事業は23.7%となっている(設問の性格から重複回答あり)。

区 分	割 合
すべて県(市町村を含む)で実施	64.8%
何らかの形で民間の参加・協力を得ながら県で実施	13.9%
公益法人や民間事業者等に一部(又は全部)を委託	23.7%
合 計	102.4%

* 一方、担当者の自己評価によって、今後の可能性を聞いたところ、上記と若干区分は異なるが、() 「すべて県(市町村を含む)で実施する必要」がある事業の割合は57.6%、() 「何らかの形で民間の参加・協力を得ることが可能」である事業は18.9%、() 「民間団体や民間事業者等に一部(又は全部)を委託したり、民間と共同・協働して実施」することができる事業は25.7%、() 「すべて民間で実施する(行政は手を引く)ことが可能」である事業は2.2%となっている(同じく重複回答あり)。

区 分	割 合
すべて県(市町村を含む)で実施する必要	57.6%
何らかの形で民間の参加・協力を得ることが可能	18.9%
一部(又は全部)NPO等民間団体への委託が可能	10.5%
一部(又は全部)民間と共同・協働で実施が可能	4.5%
一部(又は全部)民間事業者への委託が可能	10.7%

すべて民間で実施する(行政は手を引く)ことが可能	2.2%
合 計	104.4%

住民活動・住民自治

前記(3)の「民間(住民)が公的分野の活動主体となる場合」については、近年、()自治会・町内会など従来の地域を基盤とする住民組織の活動が全体的には低調となる一方で、()NPOを始めとする、主に特定の分野を対象とする新たな地域活動が活発化している。また、()様々な局面で、行政への参加を求める住民ニーズが増加している。

こうした地域活動は、「強い専門性」と「高い自立意識・公益意識」を有していることが特徴であるが、今後、いわゆる「団塊の世代」の退職により、組織活動のノウハウをもった人材が活動に参加することなども予想される中で、さらに活動が活発化することが想定される。

また、こうした地域活動や住民参加の高まりが、単なる自主的あるいは個人的な取組にとどまらず、「住民自治の拡大」へと結びつくことが想定され、行政においても、制度・体制面での対応が求められる。

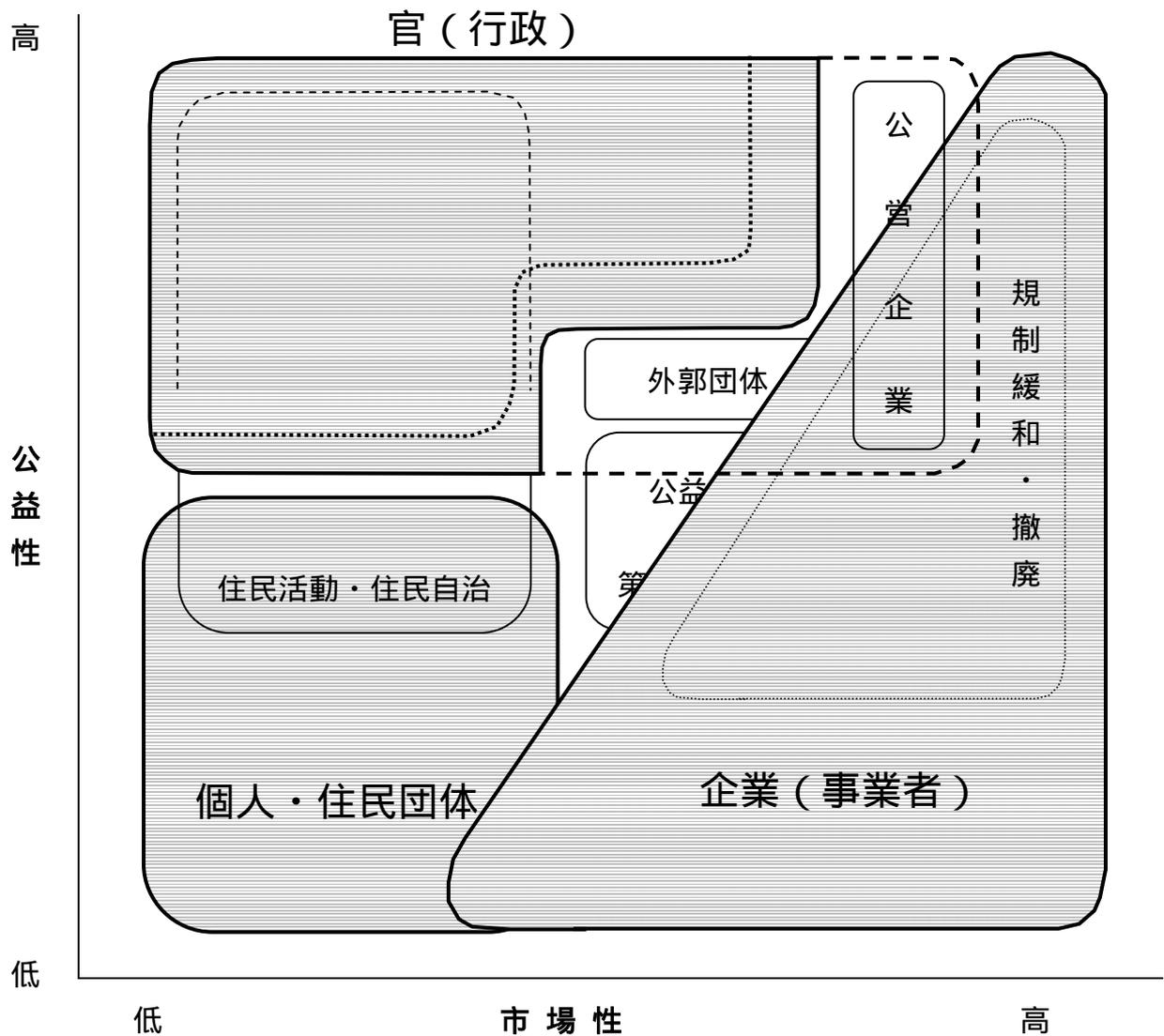
以上概観したように、今後も、公の領域における様々な局面で、民の役割の拡大が見込まれるところであり、行政においても、「補完性の原理」に基づき、民間で可能なものは民間に委ねることを基本にするとともに、民間の活動を促進する取組や仕組みづくりが求められる。

【民間の役割を高めるための県・市町村の取組課題】

- * 構造改革特区制度等を活用して国の規制緩和の促進を図るとともに、県独自で実施している規制について、自由な民間活動を促進する観点から、可能なものについて緩和・撤廃を図る(「県版規制改革」)。
- * NPM(New Public Management)の考え方を導入・徹底し、組織としての統一的な方針の下で、「民間と競合する事業からの撤退」、「民間開放・民営化」、「民間委託」、「PFI」、「民間的経営手法の活用」などの取組を推進する。
- * 行政が保有する情報の民間との共有化など、官・民の活動条件(競争条件)の共通化(公平化)を図る。
- * 「行政と住民・NPOとの協働」について、共通のルール、相互の理解、NPOの活動基盤の安定化などの諸条件を整備・強化しながら、その拡大を図る。

* 住民の自治意識の拡大を踏まえ、地方自治法の改正により新たに制度化される「地域自治区（地域自治組織）」や、「コミュニティ・レベルの住民自治組織」、「新たな住民参加型の行政組織」等について研究・導入を図る。

官と民の役割分担（活動領域）のイメージ図
 （公益性と市場性に着目した分類）



行政・民間の役割分担と民間の役割を高める方策例

主体	内容		民間の役割を高める方策等の例	
民間(事業者)	事業活動		・規制改革(緩和・撤廃)	
官民競合	公営企業(病院等) 民間もサービスを提供しているもの(公営住宅、大学、生涯学習、会館・宿泊施設等)		・行政で実施する必要性(公共性)、事業の住み分けの徹底(民間でできない部分をカバー) ・事業の縮小、事業からの撤退・民間移管、民間委託(指定管理者制度) ・実施する場合も民間経営手法の導入(効率化という面と競争条件を同じにするという面) 独立行政法人化、利用料金制、PFI等	
共同・協働	第3セクター、官民共同の協会、共同・協働事業等		・第3セクターの純民営化 ・行政・民間の共催事業、NPOとの協働事業	
行政的民間	特殊法人、行政の関与が高い公益法人		・経営改革(透明性の拡大と民間的経営手法の導入) ・民営化	
行政	行政事務	委託	・PFI ・権力的行政分野の委託(指定管理者制度、駐車違反の取締り等) ・NPOへの事業委託(NPOのノウハウや意欲が生かせる分野) ・地域住民への委託(公園の管理、河川パトロール等)	
		直営	事業実施	・民間開放(建築確認事務等)
			政策立案	・パブリックコメント、審議会等への県民参加 ・ワークショップ方式による事業計画づくり ・新たな住民参加型行政組織の導入検討 (例えば子育て支援行政に関し、子育てNPOの代表や有識者等からなる委員会を設置。委員会は予算原案の作成権や保育所への入所許可など一定の行政権限をもつ。)
民間(住民)	地域活動、住民自治		・地域自治区(地域自治組織)、コミュニティ・レベルの自治組織等	